

令和3年度公民館運営審議会定例会議次第

と き：令和3年8月30日（月）午後1時30分～

ところ：あわら市中央公民館 1階 多目的ホール

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 委員長及び副委員長の互選
- 5 委員長あいさつ
- 6 議 事
 - (1) 令和2年度公民館事業報告について

 - (2) 令和3年度公民館事業計画について
- 7 その他
- 8 閉 会

令和3年度 文化学習課職員一覧

| | | | | |
|------|--------|----|--------|-------------|
| 課長 | 笹木 幹 哲 | 主事 | 辰川 舞 | TEL 73-8041 |
| 課長補佐 | 小嶋 裕 子 | 主事 | 稲富 美由紀 | |
| 主査 | 嶋川 登美枝 | | | |
| 主事 | 針谷 正 樹 | | | |

令和3年度 公民館職員一覧

| | | | | |
|---------|------------|-------------------------|-------|----------------------------|
| 中央公民館 | | 919-0621 あわら市市姫一丁目9-18 | | |
| 館長 | 山口 徹 | 主事 | 宮本 拓海 | TEL 73-2000 FAX 73-2497 |
| 主任 | 小林 和夫 | 主事 | 小坂 洋子 | |
| 主査 | 伊藤 文隆 | | | |
| 伊井公民館 | | 919-0611 あわら市清間12-4 | | |
| 館長 | 東川 宏嗣 | | | TEL・FAX 73-4511 |
| 事務員 | 本道 由希子 | | | |
| 清掃・管理人 | 田川 順子 | | | |
| 坪江公民館 | | 919-0749 あわら市北6-101-1 | | |
| 館長 | 出村 久仁男 | | | TEL・FAX 74-2096 |
| 事務員 | 西城 優 | | | |
| 清掃・管理人 | 中山 文枝 | | | |
| 劔岳公民館 | | 919-0736 あわら市櫛18-10 | | |
| 館長 | 川崎 雅一郎 | | | TEL・FAX 74-1849 |
| 事務員 | 渡辺 友季子 | | | |
| 清掃・管理人 | 上野 美津子 | | | |
| 細呂木公民館 | | 919-0805 あわら市滝63-21 | | |
| 館長 | 近藤 辰浩 | | | TEL 73-2151 FAX 91-2151 |
| 事務員 | 谷本 典子 | | | |
| 清掃・管理人 | 吉川 久子 | | | |
| 吉崎公民館 | | 922-0679 あわら市吉崎8-34 | | |
| 館長 | 石塚 郁雄 | | | TEL・FAX 75-1205 |
| 事務員 | 相茶 ひろみ | | | |
| 清掃・管理人 | 七野 富美子 | | | |
| 湯のまち公民館 | | 910-4103 あわら市二面32-16 | | |
| 館長 | 島田 充寿 | | | TEL 78-6350 FAX 78-6354 |
| 主事 | 小嶋 佳枝 | | | |
| 清掃・管理 | シルバー人材センター | | | |
| 本荘公民館 | | 910-4137 あわら市中番下番入会地1-5 | | |
| 館長 | 吉田 昭博 | | | TEL 78-5874 FAX 78-5873 |
| 事務員 | 江川 敬子 | | | |
| 清掃・管理 | シルバー人材センター | | | |
| 北潟公民館 | | 910-4272 あわら市北潟150-1 | | |
| 館長 | 中田 治和 | | | TEL 79-1100 FAX 79-1113 |
| 事務員 | 池羽田 美幸 | | | |
| 管理人 | 丸岡 榮一 | | | |
| 清掃人 | 長谷川 博子 | | | |

2 単発講座

| 公民館名 | 講座名 | 開催日 | 受講者数 | 備考 |
|------|-----------------|------------------------|------|----|
| 中央 | 電気教室 | 令和2年8月6日(木) | 22人 | |
| | 折り紙deアート | 令和2年8月6日(木) | 15人 | |
| | ハーブ寄せ植え講座 | 令和2年10月4日(日) | 22人 | |
| | 終活講座 | 令和2年11月7日(土) | 16人 | |
| | 感染症対策講座 | 令和2年10月17日(土) | 18人 | |
| | ポーセラーツ講座 | 令和2年12月5日(土) | 9人 | |
| | クリスマス異文化交流会 | 令和2年12月6日(日) | 42人 | |
| | しめ縄づくり教室 | 令和2年12月26日(土) | 22人 | |
| | スマホ講座 | 令和3年2月5日(金) | 16人 | |
| | SNS講座(管理者向け) | 令和3年2月9日(火) | 28人 | |
| | SNS講座(一般向け) | 令和3年2月8日(月) | 32人 | |
| 伊井 | こどもさつき盆栽 | 令和2年9月17日(木) | 6人 | |
| | 歴史講座 | 令和2年11月6日(金)・12月4日(金) | 32人 | |
| | 干支づくり | 令和2年12月10日(木) | 14人 | |
| | 映画をみんなで楽しもう会 | 令和3年2月22日～26日 | 40人 | |
| | さつき盆栽 | 令和3年3月4日(木) | 15人 | |
| | さぎ草植替え教室 | 令和3年3月18日(木) | 18人 | |
| 坪江 | マスクとカバー | 令和2年8月18日(火) | 13人 | |
| | 涼しげな木炭寄せ植え | 令和2年8月21日(金) | 16人 | |
| | 廃油で石鹼 | 令和2年11月5日(木) | 12人 | |
| | 干支の飾り物 | 令和2年11月26日(木) | 11人 | |
| | 簡単おせち料理 | 令和2年12月5日(土) | 10人 | |
| | 正月用アレンジフラワー | 令和2年12月21日(月) | 16人 | |
| | 多肉植物寄せ植え | 令和3年3月16日(火) | 16人 | |
| 劔岳 | ハーブ石鹼作り | 令和2年7月11日(土) | 11人 | |
| | ヘンプでアクセサリー作り | 令和2年9月21日(月) | 14人 | |
| | 劔岳ふるさと再発見 | 令和2年10月10日(土) | 24人 | |
| | ドライフラワー洋風正月飾り教室 | 令和2年12月6日(日) | 20人 | |
| | そば打ち教室 | 令和2年12月13日(日) | 18人 | |
| 細呂木 | ハッピーバレンタイン教室 | 令和3年2月13日(土) | 6人 | |
| | 竹細工教室 | 令和2年10月13日(火) | 13人 | |
| | こころをこめて花束を | 令和3年3月13日(土) | 10人 | |
| | コケ玉づくり・リメイク | 令和2年7月7日(火)・10月21日(水) | 35人 | |
| | たたら製鉄 | 令和2年7月28日(火)・10月30日(金) | 76人 | |
| | 和アート | 令和3年3月16日(火) | 10人 | |
| | さぎ草を楽しもう | 令和3年3月23日(火) | 14人 | |

3 イベント事業

| 公民館名 | 事業名 | 開催日 | 参加人数 | 備考 |
|------|--------------|-----------------------|--------|------|
| 伊井 | 伊井さつきまつり | 中止 | | |
| 吉崎 | 吉崎湖畔の夕べ・夏まつり | 令和2年12月1日～令和2年12月11日 | 46人 | 展示のみ |
| 本荘 | 音楽のつどい | 中止 | | |
| 坪江 | 坪江ふるさと祭 | 令和2年12月23日～令和3年3月24日 | 190人 | 展示のみ |
| 細呂木 | 細呂木ふれあい祭 | 令和2年10月23日～令和2年10月25日 | 524人 | 展示のみ |
| 本荘 | 本荘ふるさとまつり | 令和2年10月1日～令和3年1月26日 | 798人 | 展示のみ |
| 北潟 | 北潟公民館まつり | 令和2年10月20日～令和2年10月25日 | 92人 | 展示のみ |
| 湯のまち | 湯のまち公民館まつり | 令和2年11月4日～令和2年11月12日 | 50人 | 展示のみ |
| 劔岳 | 劔岳かりんて祭 | 中止 | | |
| 本荘 | 新春豆まき祭 | 令和3年1月30日(土) | 120人 | |
| 中央 | ほのぼの展 | 令和3年2月16日～令和3年2月20日 | 200人 | 展示のみ |
| 計 | 8事業 | | 2,020人 | |

※新型コロナウイルス感染防止のため、各公民館まつりの多くは中止となったが、ほとんどの公民館で教室や自主クラブの作品展示として実施した。

4 自主クラブ(自主活動団体)

| 公民館名 | クラブ数 | 延実施数 | 延参加者数 | 備考 |
|------|-------------------|--------|---------|----|
| 中央 | 暮らしのお茶 他41クラブ | 536回 | 3,706人 | |
| 湯のまち | 芦原水墨画クラブ 他31クラブ | 640回 | 4,154人 | |
| 伊井 | ケアビクス 他13クラブ | 372回 | 3,210人 | |
| 坪江 | ガラスとんぼ玉 他13クラブ | 217回 | 1,598人 | |
| 劔岳 | 太鼓 他3クラブ | 78回 | 926人 | |
| 細呂木 | 切り絵 他19クラブ | 539回 | 4,440人 | |
| 吉崎 | カラオケクラブ 他4クラブ | 108回 | 903人 | |
| 本荘 | 皇風煎茶クラブ 他22クラブ | 483回 | 4,174人 | |
| 北潟 | フラワーアレンジメント 他9クラブ | 155回 | 1,008人 | |
| 計 | 163クラブ | 3,128回 | 24,119人 | |

5 会議等

| 会議等名 | 開催日 | 参加人数 | 備考 |
|--|---------------|------|----|
| 福井県公民館連合会総会(福井県生涯学習館) | 書面決議 | | |
| 福井県公民館セミナー【前期】 『公民館における感染症対策セミナー』 | 令和2年9月11日(金) | 30人 | |
| 第43回全国公民館研究集会、第56回東海北陸公民館大会、第70回福井県公民館大会 | 次年度延期 | | |
| 福井県公民館セミナー【後期】 『初心者向けZOOM体験会』 | 令和2年12月17日(木) | 20人 | |

| 公民館名 | 事業名 | 開催日 | 備考 |
|------|----------------|-----|----|
| 北 潟 | 第35回北潟公民館まつり | 中止 | |
| 細呂木 | 第40回細呂木ふれあい祭 | 未定 | |
| 湯のまち | 第16回湯のまち公民館まつり | 未定 | |
| 劔 岳 | 第38回劔岳かりんて祭 | 中止 | |
| 本 荘 | 第13回新春豆まき祭 | 未定 | |
| 中 央 | 第12回ほのぼの展 | 未定 | |

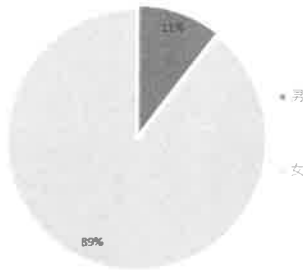
3 会議等

| 会議等名 | 開催日 | 備考 |
|--|----------------|----|
| 福井県公民館連合会総会(福井県生涯学習館) | 令和3年6月4日(金) | |
| 第43回全国公民館研究集会・第56回東海北陸公民館大会福井大会・第70回福井県公民館大会 | 令和3年11月11日(木)～ | |
| | 令和3年11月12日(金) | |
| 福井県公民館セミナー【前期】 | 令和3年11月予定 | |
| 福井県公民館セミナー【後期】 | 令和4年1月予定 | |

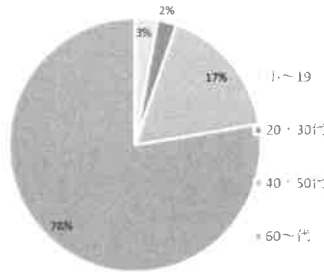
令和2年度 各公民館定期教室・単発講座受講者集計

定期教室
246人

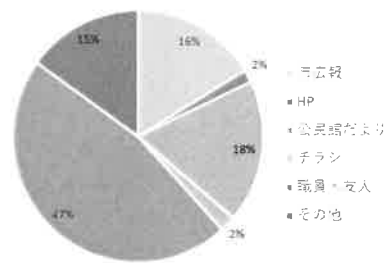
男女の割合



年代の割合



受講動機の割合



考察

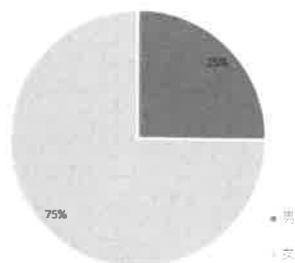
定期教室の受講者について、女性が89%を占め、年齢も60歳以上が78%となっている。近年は、男性や低年齢層ターゲットとした、パソコン・デッサン・料理・子ども英会話などの講座を開講しているが、さらに掘り起こしが要となる。

受講の動機としては、「市広報・公民館だより・講座チラシを見て」という紙媒体による申し込みが36%を占めほか、「職員や友人からの誘い」については、47%となっているが、一方で参加者が固定化される懸念があると考られる。

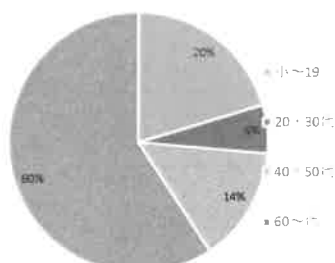
令和3年度は、SNSを活用したコミュニケーションツールを利用し、幅広い周知を検討していきたい。

単発講座
1,028人

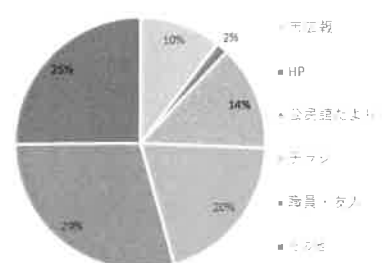
男女の割合



年代の割合



受講動機の割合



考察

単発講座の受講者について、男性が25%、未成年が20%となっており、定期教室よりも、男性や未成年の受講生の割合が高い。

その理由としては、担当者が、定期教室よりも柔軟に講座を企画できるためであり、特に歴史講座においては男性の参加、子ども教室においては、未成年者の参加に成果を上げている。

令和3年度は、女性や高齢者の参加が多い講座と両立して、男性や低年齢層が参加が見込まれる単発講座を企画し、老若男女を問わずに気軽に参加できる公民館を目指したい。

昭和二十四年法律第二百七号

社会教育法【抜粋】

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条之二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条 削除

第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

(特別の設備の制限)

第7条 利用者は、公民館を利用するにあたって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。
(使用料)

第9条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、利用者の申請により、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設、設備又は備品を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の芦原町公民館の設置及び管理に関する条例(昭和51年芦原町条例第12号)、金津町公民館条例(昭和29年金津町条例第25号)、芦原町公民館使用条例(昭和38年芦原町条例第21号)又は金津町公民館使用料徴収条例(昭和31年金津町条例第10号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月26日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日条例第22号)

(施行期日)

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市公民館条例(平成16年あわら市条例第126号、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときには、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月の第3日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に定める日を除く。)

(審議会の組織)

第4条 条例第3条の2の公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、審議会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(利用許可申請)

第7条 条例第4条の規定により公民館の施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は公民館利用許可申請書(様式第1号)を、許可内容の変更承認を受けようとする者は公民館利用変更承認申請書(様式第2号)を、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、公民館利用許可書(様式第3号)又は公民館利用変更承認書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第10条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催する行事のため利用する場合 使用料相当額
 - (2) 教育活動、福祉活動、地域的な共同活動その他公共的活動を行う場合 使用料相当額
 - (3) 市内の小中高等学校又は幼保連携型認定こども園の行事又は活動のため利用する場合 使用料相当額
 - (4) 文化研修活動を行う市民による団体又は市民であって教育委員会が認めるものが利用する場合 使用料の2分の1に相当する額
 - (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の幼児、児童、生徒及び学生が使用する場合 使用料の2分の1に相当する額
 - (6) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が必要と認める額
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用料の減免を決定したときは、公民館使用料減免決定通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

(使用料の納入)

第9条 使用料は、利用の開始前に、あわら市が発行する納入通知書により、納入しなければならない。

○あわら市附属機関等の会議の公開に関する規程

平成21年6月29日
／訓令第4号／教育委員会訓令第2号／

(趣旨)

第1条 この規程は、あわら市まちづくり基本条例(平成20年あわら市条例第21号)第20条の規定による附属機関等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「附属機関等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された執行機関の附属機関及びこれに準ずる機関をいい、次に掲げるものを除く。

- (1) 執行機関の職員のみで構成するもの
- (2) 他の地方公共団体、関係機関等との連絡調整を目的とするもの
- (3) 特定の事業、行事等の実行委員会組織として設置するもの

(会議の公開)

第3条 附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開しなければならない。

- (1) 会議の公開が、法令等により制限されている場合
- (2) 会議において、特定の団体又は個人の権利又は利益に関し審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合

(会議開催の事前公表)

第4条 附属機関等の会議を開催するときは、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議が前条各号に該当する場合又は会議を緊急に開催する必要がある場合はこの限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 会議を傍聴できる者(以下「傍聴人」という。)の定員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会が必要と認める事項

(会議の傍聴)

第5条 附属機関等の会議の傍聴を希望する者があるときは、当該附属機関等の長は第3条各号に掲げる場合を除きこれを拒んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が前条第5号で定める傍聴人の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(資料の提供等)

第6条 附属機関等の長は、会議の資料(あわら市情報公開条例(平成16年あわら市条例第11号)第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。))が記載されている部分を除く。)を傍聴人の閲覧に供し、又は提供するよう努めなければならない。

(会議録の作成、公開)

第7条 附属機関等の長は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した会議録で、会議が公開で行われたもの(非公開情報が記載されている部分を除く。)については、これを公開するものとする。

(公表、公開の方法)

第8条 第4条に規定する会議開催の事前公表又は前条第2項に規定する会議の公開は、市のホームページにおいて行うものとする。

(法令等との調整)

第9条 この規程に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開に関し法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行し、同日以降に第4条の規定により開催を公表する附属機関等の会議から適用する。